

令和8年度 特別支援学級助成事業実施要項

《目的》

玉名市内の小学校、中学校の特別支援学級に必要な機材、備品、教材等の購入費を助成することで、障がいのある子どもたちの教育環境の充実を図ることを目的として助成を行う。

《対象》

特別支援学級を有する玉名市内の小学校、中学校とする。

《内容》

助成金交付の対象経費は特別支援学級(児童に応じた)のみで必要な機材、備品、教材等の購入費とする。

※特別支援学級(児童に)で使用しない機材、備品、教材等は助成の対象外としています。

《助成金》

助成金は、赤い羽根共同募金配分金を使用し、玉名市社会福祉協議会の予算の範囲内において助成する。助成金額の上限は23,000円以内とする。助成金額の上限は、赤い羽根共同募金配分金から玉名市管内小中学校の特別支援学級設置数で助成金額を設定する。

《申請》

助成を受けたいと希望する学校は、本会が指定する期日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 特別支援学級助成金交付申請書(様式1)
- (2) 購入品の見積書

※インターネットでの購入する場合は、金額の分かる画面を印刷し、添付してください。

期間：令和8年4月30日(木)～令和8年5月22日(金)まで

《実績報告》

助成を受けた学校は助成事業の効果について、関係書類を添えて本会が指定する期日までに実績報告を行うものとする。

- (1) 特別支援学級実績報告書(様式2)
- (2) 購入品の領収書

※インターネットでの購入した場合は、支払が完了したとわかる画面をプリントして、添付してください。

- (3) 助成金につきましては、残金の無いようお願いいたします。
- (4) 購入品の画像(赤い羽根共同募金シールを貼った写真と使用中の写真)

期間：物品購入後2カ月以内 ※最終締切は令和9年3月12日(金)まで

《お問合せ》

玉名市社会福祉協議会 地域福祉課 担当 穴井

TEL 0968-71-0080